

職業安定分科会(第 182 回)	資料2-2
令和 4 年 6 月 27 日	

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案概要

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案 概要

1. 改正の趣旨

- 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律（令和2年法律第54号。以下「特例法」という。）第4条に規定する新型コロナウイルス感染症対応休業支援金は、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の措置の影響により休業させられた労働者のうち、休業手当の支払いを受けることができなかった方を対象として支給してきたところ。
- 足下の雇用情勢等を踏まえ、現行の措置の水準を維持することとし、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律施行規則（令和2年厚生労働省令第125号）の一部の規定について改正を行う。

2. 改正の概要

- 雇用情勢等を踏まえ、対象となる休業の期間を令和4年9月30日まで延長することとする。当該延長することとする期間（同年7月1日から同年9月30日までの期間）の休業に係る一日あたりの支給上限額については、
 - ・ 直近の令和4年1月1日から同年6月30日までの間における一日あたりの支給上限額が、雇用保険の基本手当との均衡を考慮して、8,265円（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第18条の規定による変更後の基本手当日額の最高額）とされてきたこと
 - ・ 令和4年8月1日に、雇用保険法第18条の規定により、雇用保険の基本手当の日額の算定の基礎となる賃金日額の最高額が変更される可能性があることを踏まえ、基本手当日額の最高額を維持し、「雇用保険法第17条第4項第2号ロに定める額（その額が同法第18条第1項の規定により変更されたときは、その変更された額）に100分の50を乗じて得た額」と規定する。
- ただし、まん延防止等重点措置実施地域又は緊急事態措置実施地域については、令和3年5月1日から令和4年6月30日までの間の休業を対象に、一日当たりの支給上限額を11,000円とする地域特例を実施しているところ、当該地域特例の対象となる休業の期間についても令和4年9月30日まで延長し、一日当たりの支給上限額は6月までと同様11,000円を維持することとする。

（参考）中小事業主に雇用される労働者の場合

	令和2年4月1日～ 令和3年4月30日	令和3年5月1日～ 令和3年12月31日	令和4年1月1日～ 令和4年9月30日
原則的な措置 【全国】	8割 11,000円	8割 9,900円	8割 基本手当日額の最 高額※1
地域特例 【まん延防止等重点措置実施地域 + 緊急事態措置実施地域】	—	8割 11,000円	8割 11,000円

※1 令和4年1月1日～7月31日の間は8,265円、同年8月1日～9月30日の間については（変更された場合は）変更後の基本手当日額の最高額

※2 中小事業主以外の事業主に雇用されるシフト制労働者等についても、今般の対象期間の延長及び地域特例の対象とする。

3. 根拠法令

特例法第8条

4. 施行期日等

公布日：令和4年6月下旬（予定）

施行期日：公布の日

雇用調整助成金等・休業支援金等の助成内容(注)

雇用調整助成金等

(括弧書きの助成率は解雇等を行わない場合)(※1)

		令和4年 3～6月	令和4年 7～9月
中小企業	原則的な特例措置	4/5(9/10) 9,000円	4/5(9/10) 9,000円
	地域特例(※2) 業況特例(※3)	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円
大企業	原則的な特例措置	2/3(3/4) 9,000円	2/3(3/4) 9,000円
	地域特例(※2) 業況特例(※3)	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円

休業支援金等

		令和4年 3～6月	令和4年 7～9月
中小企業	原則的な措置 (※5)	8割 8,265円	8割 8,265円(※6)
	地域特例(※7)	8割 11,000円	8割 11,000円
大企業 (※4)	原則的な措置 (※5)	8割 8,265円	8割 8,265円(※6)
	地域特例(※7)	8割 11,000円	8割 11,000円

(※1)原則的な措置、地域・業況特例のいずれについても、令和3年1月8日以降の解雇等の有無で適用する助成率を判断。

(※2)緊急事態措置を実施すべき区域、まん延防止等重点措置を実施すべき区域(以下「重点措置区域」という)において、知事による、新型インフルエンザ等対策特別措置法第18条に規定する基本的対処方針に沿った要請を受けて同法施行令第11条に定める施設における営業時間の短縮等に協力する事業主。

※重点措置区域については、知事が定める区域・業態に係る事業主が対象。

※各区域における緊急事態措置又は重点措置の実施期間の末日の属する月の翌月末まで適用。

(※3)令和4年1月以降は、生産指標が最近3か月の月平均で前年、前々年又は3年前同期比30%以上減少の全国の事業主。なお、令和4年4月以降は毎月業況を確認している。

(※4)大企業はシフト制労働者等のみ対象。

(※5)雇用保険の基本手当の日額上限(8,265円)との均衡を考慮して設定。

(※6)8月以降の上限額は、8月1日に基本手当の日額上限が変更された場合は、当該変更後の額。

(※7)休業支援金の地域特例の対象は、基本的に雇用調整助成金と同じ(左記※2)。

なお、上限額については月単位での適用とする。

(例:5月10日から5月24日までまん延防止等重点措置

→5月1日から6月30日(解除月の翌月末)までの休業が地域特例の対象)

(注)政府としての方針であり、施行にあたっては、厚生労働省令等の改正が必要。

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金（支給実績）

令和4年6月2日時点 ※速報値

期間（月または週）	支給申請件数（件）		支給決定件数（件）		支給決定額（千円）	
		累計		累計		累計
～12/16	—	3,802,726	—	3,255,077	—	239,653,751
12/17～12/23	78,265	3,880,991	61,226	3,316,303	4,298,581	243,952,332
12/24～12/30	78,580	3,959,571	33,420	3,349,723	2,275,638	246,227,970
12/31～1/6	82,565	4,042,136	37,602	3,387,325	2,538,818	248,766,788
1/7～1/13	29,185	4,071,321	52,184	3,439,509	3,392,352	252,159,140
1/14～1/20	43,756	4,115,077	65,877	3,505,386	4,298,366	256,457,506
1/21～1/27	43,851	4,158,928	58,387	3,563,773	4,066,544	260,524,050
1/28～2/3	41,002	4,199,930	52,688	3,616,461	3,686,920	264,210,970
2/4～2/10	34,882	4,234,812	53,120	3,669,581	3,582,113	267,793,083
2/11～2/17	32,134	4,266,946	34,046	3,703,627	2,371,024	270,164,107
2/18～2/24	27,156	4,294,102	32,021	3,735,648	2,330,337	272,494,444
2/25～3/3	39,844	4,333,946	36,736	3,772,384	2,526,685	275,021,130
3/4～3/10	48,265	4,382,211	35,824	3,808,208	2,544,347	277,565,477
3/11～3/17	53,273	4,435,484	36,399	3,844,607	2,568,694	280,134,171
3/18～3/24	50,381	4,485,865	29,899	3,874,506	2,089,594	282,223,765
3/25～3/31	102,143	4,588,008	33,015	3,907,521	2,225,652	284,449,417
R4.4/1～4/7	37,451	4,625,459	46,467	3,953,988	2,991,729	287,441,146
4/8～4/14	41,974	4,667,433	45,896	3,999,884	2,927,073	290,368,218
4/15～4/21	44,851	4,712,284	44,628	4,044,512	2,957,223	293,325,442
4/22～4/28	41,535	4,753,819	40,077	4,084,589	2,636,047	295,961,488
4/29～5/5	11,897	4,765,716	6,331	4,090,920	429,599	296,391,088
5/6～5/12	50,318	4,816,034	41,332	4,132,252	2,609,728	299,000,815
5/13～5/19	40,268	4,856,302	40,858	4,173,110	2,498,499	301,499,314
5/20～5/26	39,827	4,896,129	41,658	4,214,768	2,646,795	304,146,109
5/27～6/2	37,685	4,933,814	40,520	4,255,288	2,556,007	306,702,116
うち支援金	—	—	14,553	1,196,487	968,802	99,549,215
うち給付金	—	—	25,967	3,058,801	1,587,205	207,152,901

※ 申請件数については、支給決定時において支援金及び給付金の決定を行うため、申請時点で集計することは不可。